

1-5 食肉の価格

(1) 食肉の歩留りについて

生きている家畜（生体）をと、畜場などで畜して血液・皮・四肢・頭・内臓などを取り除いた状態のものを枝肉と呼びます。この時の枝肉の歩留率（枝肉重量／生体重量）は、骨の太さ・皮の厚さ・内臓の重さなどにより、畜種や性別等で異なりますが、平均すると牛で五七％、豚で六五％位です。

枝肉以外の部分は、畜産副生物と呼ばれ、解体時に枝肉から分離され、肝臓や腸などの可食部は洗浄されたり、加熱されたりして食品となります。また、皮や血液なども加工されて飼料や皮革製品などになります。

枝肉を各部分ごとに分割して、骨やリンパ節などを取り除き、余分な脂肪を削り取って整形したものを部分肉と呼びます。

私たちがお肉屋さんやスーパーマーケットで購入する食肉は、枝肉や部分肉を料理に適した厚切り肉、薄切り肉、ひき肉など、利用しやすい形態に調整したもので、精肉と呼ばれます。

精肉は食料需給表でいう供給純食料と同じで、人間の消費に直接利用可能な食料の形態をあらわしています。精肉の歩留率（精肉重量／枝肉重量）は、食料需給表ベースで、牛肉・豚肉どちらも六三％となっています。ちなみに鶏肉における精肉の歩留率は七一％です。（表1）

(2) 価格安定制度

食肉の価格安定制度の概要

わが国では、牛肉と豚肉について「畜産物の価格安定に関する法律」(以

下、「畜安法」)に基づく価格安定制度が設けられています。また、畜安法では牛肉及び豚肉の両者を指して「指定食肉」と呼んでいます。

畜安法の目的は、指定食肉の卸売価格を安定させることにより、価格の乱

表1 牛肉と豚肉の歩留り

形態	生体	枝肉	精肉
除かれるもの		頭・皮・血液・内臓など	骨・余分な脂肪・くず肉など
歩留率(牛肉)	100%	約57%	約36%
歩留率(豚肉)	100%	約65%	約41%

(例) ●牛:生体750kgからは、約270kgの牛精肉ができます。
●豚:生体110kgからは、約45kgの豚精肉ができます。

高下を防止し、消費者に対する指定食肉の安定供給と生産者の経営安定を図ることにあります。

指定食肉の価格安定制度は、指定食肉の卸売価格を安定上位価格と安定基準価格の間（これを「安定価格帯」）に安定させるため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下、「機構」）による需給操作などを行う制度です。

安定上位価格と安定基準価格は、生産条件、需給事情、その他の経済事情を考慮し、年度ごとに農林水産大臣が食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて決定することとなっています。

■価格安定制度制定の経緯

豚肉については、昭和三十年代に入り国民の所得の向上に伴い豚肉需要が伸びはじめ、需給の不均衡による価格変動が昭和三十三年頃から目立つようになりまし。このため、昭和三十六年に「畜安法」を制定し、豚肉の価格安定を図ることとしました。

牛肉については、高度経済成長を背景として需要が増大していましたが、

国内生産ではこれに十分に対応できず、輸入量が増大してしま。このため、輸入割当制度により輸入量を調整するとともに、機構の前身である畜産振興事業団（以下、「事業団」）が食肉卸売市場などで売り渡す輸入牛肉の数量をコントロールすることによって、価格の安定を図ってきました。

しかしながら、昭和四十七年には一時的な需要の増大に伴って需給の不均衡が生じて価格が高騰し、逆に昭和四十八年にはオイルショックを契機に需要が停滞したこと、一転して価格が暴落する事態となりました。このため、輸入量を調整することにより価格の安定を図るのには限界があることが明らかになったことから、昭和五十年に畜安法を改正して牛肉を価格安定制度の対象としました。

■適正な輸入の実施

豚肉も牛肉も、定められた関税を支払えば、誰でも自由に輸入することができますが、需要に見合った輸入が実施されなければ、需要と供給のバラ

スが崩れて、食肉の価格が暴落したり、逆に暴騰する可能性があります。そのような事態を避けるためには、国内外の生産及び消費の動向を把握して、需要に見合った秩序ある輸入が行われるようにすることが大切です。このため、機構は、食肉に関する国内及び国外情報を収集分析し、定期刊行物やホームページを通じて情報をフィードバックしています。

さらに、国産豚肉の卸売価格が安定上位価格を超え、かつ、輸入豚肉の価格が同等品の国内卸売価格より高くなった場合には、輸入量を増やして国内流通量を増加させることにより価格を下げるため、豚肉の輸入関税を一時的に減免する措置をとることもできます（関税率法第十二条）。

■指定食肉の調整保管

国内外における重大な疾病の発生に伴う食肉の需給バランスの著しい失調や、為替相場の急激な変化など、予期せぬ事由により価格が乱高下することが考えられます。

このため、卸売価格が安定基準価格を超えて暴落するか、その恐れがある場合には、国内の卸売価格の安定を図るため、機構が指定食肉を市場から買入れて保管する調整保管を行うことが可能となっています。なお、買入れた食肉は、市況が回復した場合や、価格が安定上位価格を超えて高騰した場合に、市場に放出し、価格を下げる仕組みとなっています。

また、機構が市場から直接食肉を買入れる調整保管のほかに、生産者団体が機構の助成を受けて行う調整保管があります。(図1)

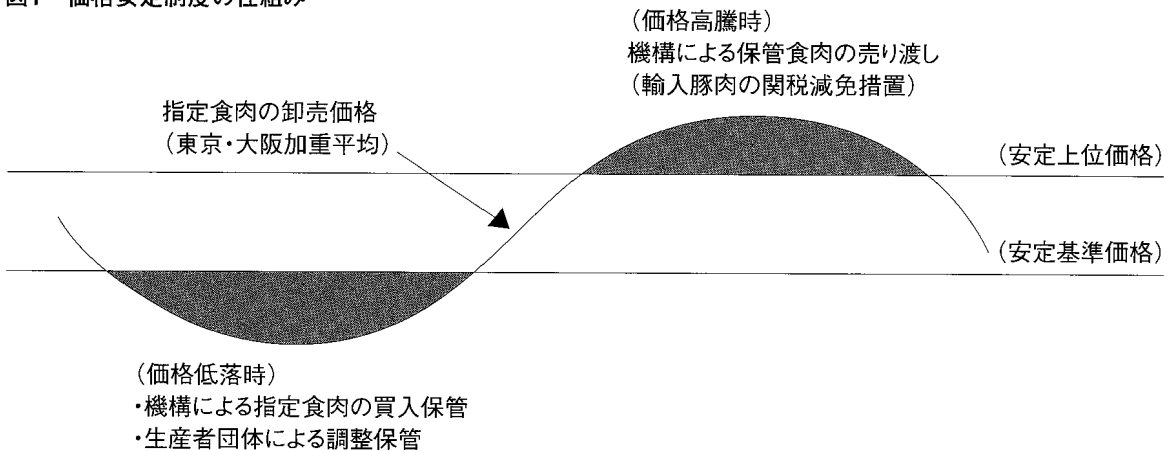
(3) 関税制度の概要

■ 牛肉

① 制度の概要

牛肉については、昭和六十三年の日米・日豪合意に基づき、毎年度輸入枠を六万トンずつ拡大するとともに、平成三年度からは輸入枠を撤廃して輸入

図1 価格安定制度の仕組み



を自由化しました。また、関税率を平成三年度の七〇%から平成五年度まで五〇%に段階的に引き下げることとなりました。

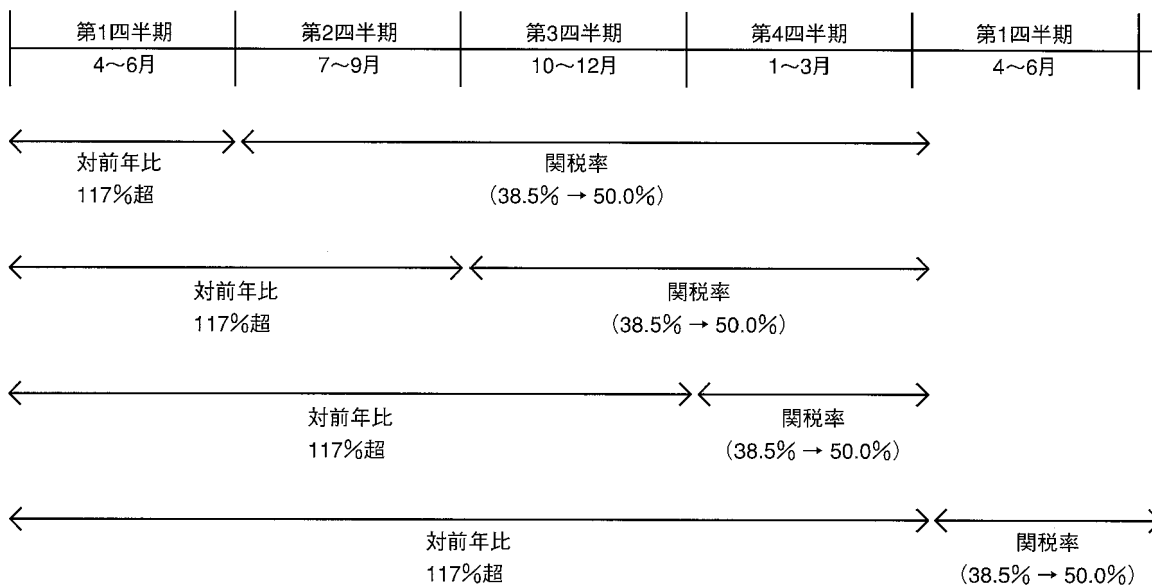
このような中、平成五年十二月には、昭和六十一年に開始されたウルグアイ・ラウンドが七年余に及ぶ交渉の結果、合意に達しました。牛肉については、関税率を平成五年度において適用されていた五〇%から平成十二年度までに三八・五%まで段階的に引き下げることとなりました。(表2)

一方、生鮮・冷蔵牛肉、冷凍牛肉のおのについて、前年度の輸入数量の一一七%に相当する四半期毎に定められる発動基準数量を年度当初からの累計輸入数量が上回った場合、関税率を

表2 牛肉の関税率 (単位:%)

年度 (西暦)	平成7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12~25年 (2000~2013)
関税率	48.1	46.2	44.3	42.3	40.4	38.5

図2 牛肉の関税緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ(約1カ月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

五〇%に引き上げる関税の緊急措置を導入しました(関税暫定措置法第七条の五)。(図2)

なお、平成十五年十二月に、それまでわが国への牛肉輸入量の約半分を占めていた米国においてBSE(牛海綿状脳症)が発生したことに伴い、米国産牛肉の輸入が停止され、牛肉の輸入量が大きく減少しました。その後、米国との協議等を重ね、食品安全委員会での米国産牛肉に関するリスク評価が行われていた状況の中、平成十八年度には米国産牛肉の

輸入再開をして、牛肉の輸入量が増加することが予想されていました。

しかしながら、輸入量が以前の水準に回復する途上で、仮に本措置が発動して関税が引き上げられると、牛肉需給の正常化に支障をきたすことになりかねないといった背景もあり、平成十八年度における牛肉関税の緊急措置については、牛肉価格や消費動向等にかんがみ、牛肉輸入の急増による国内生産者の経営への影響を緩和するという本制度の基本は維持しながら、特例措置として、発動基準数量を算定する際の基礎となる輸入数量を、十四年度と十五年度の輸入実績の平均または前年度の輸入実績のいずれか高い方とする見直しを行いました。平成十九年度以降も引き続きこの特例措置が講じられています。

② 緊急措置の発動

関税の緊急措置については、平成七年度、平成八年度ともに第一四半期の冷凍牛肉の累計輸入数量が発動基準数量を上回ったため、それぞれ八月一日

から翌年三月末まで関税の緊急措置が発動されました。また、平成十五年度の第一・四半期の生鮮・冷蔵牛肉の累計輸入量が発動基準数量を上回ったため、平成十五年八月一日から翌年三月末まで関税の緊急措置が発動されました。

■ 豚肉

① 制度の概要

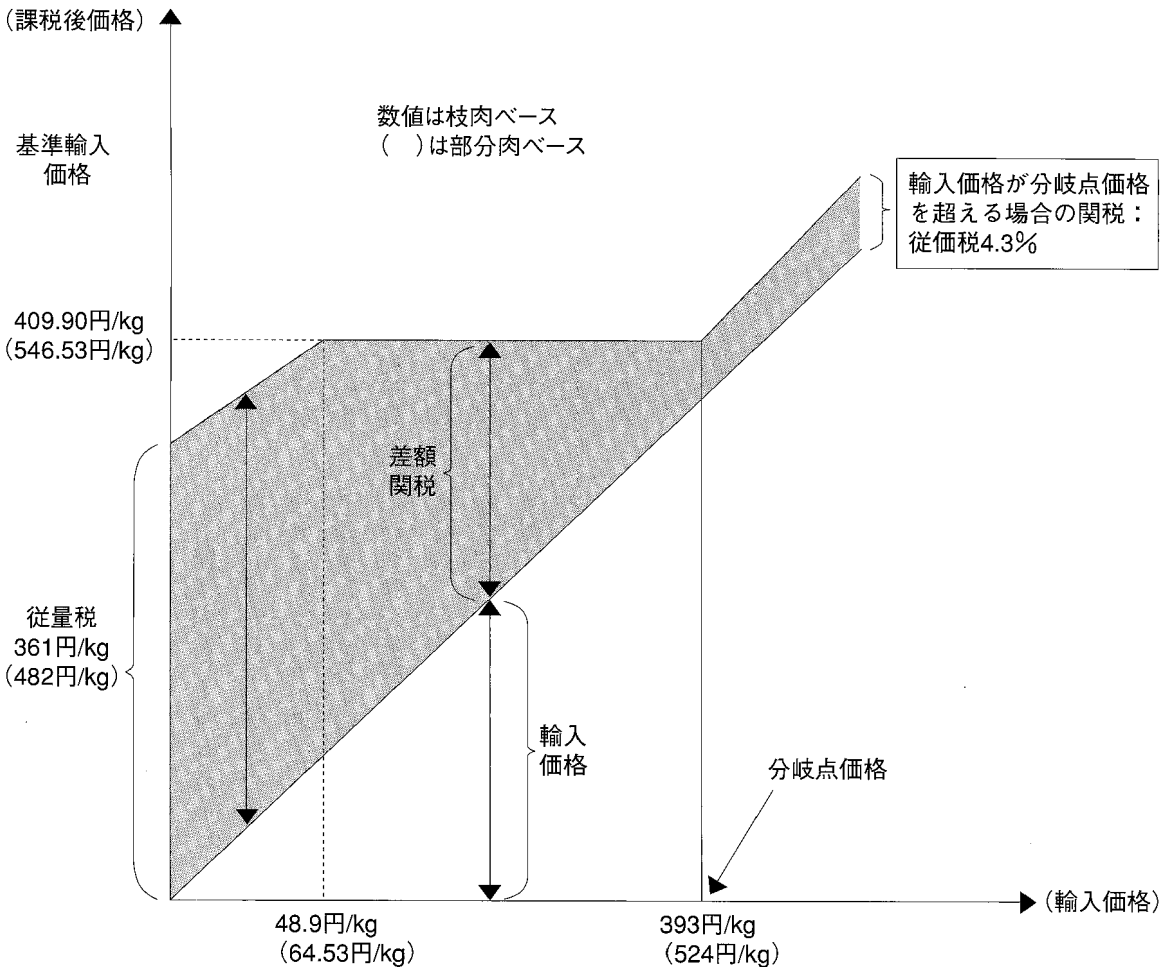
豚肉については、昭和四十六年十月の輸入自由化以来、国内の価格安定制度とリンクする

形での「差額関税制度」が適用されてきました。が、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化することになりました。また、従価税と基準輸入価格を平成十二年度までにそれぞれ四・三%、四〇九・

表3 豚肉の基準輸入価格及び従価税率(枝肉) (単位:円/kg,%)

年度 (西暦)	平成7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12~25年 (2000~2013)
基準 輸入価格	460.01	450.02	440.06	429.71	419.79	409.90
従価税率	4.9	4.8	4.7	4.5	4.4	4.3

図3 豚肉の輸入制度(平成12年度(2000年度)以降)



九円/kgに段階的に引き下げることとなりました。(表3・図3)

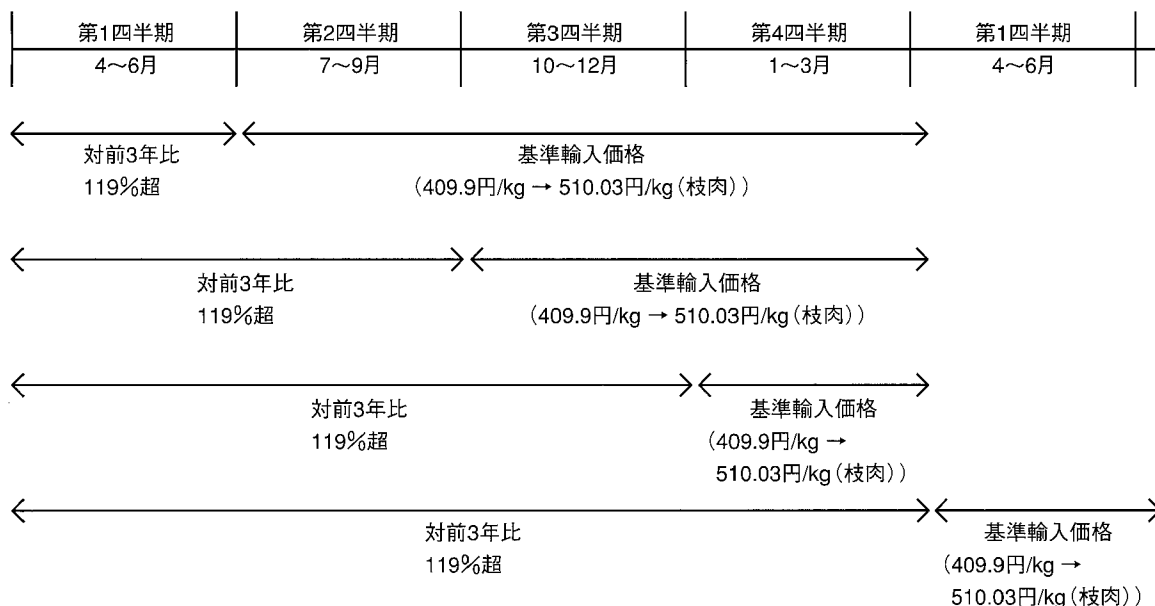
一方、年度当初から各四半期の終わりまでの累計輸入量が過去三年同期の平均輸入量の一一九%に相当する発動基準数量を超えた場合、基準輸入価格を引き上げる関税の緊急措置が導入されました。(図4) この緊急措置に加えて、ウルグアイ・ラウンドの交渉結果として新たに関税化された豚肉は、数量ベースでの特別セーフガードが別途措置されており、年度当初からの累計輸入量があらかじめ定められる輸入基準数量を超えた場合には、年度の残りの期間につき三分の一の追加課税が行われます(関税暫定措置法第七条の六)。

②緊急措置の発動

平成七年度においては、九月末までの累計輸入量が第二・四半期の発動基準数量を上回ったため、十一月一日から三月末まで緊急措置が発動されました。平成八年度につきましては、第一・四半期に加工原料を中心とする大幅な前倒し輸入が行われた結果、五月

末までの累計輸入数量が第一・四半期の発動基準数量を超えたため、七月一日から関税の緊急措置が発動されました。しかし、関税の緊急措置発動後も生鮮・冷蔵を中心として一定程度の輸入が継続したため、十一月末までの累計輸入数量が特別セーフガードの輸入基準数量を超えました。このため、一月一日から三月末まで関税の緊急措置と特別セーフガードが同時発動されました。更に、一月末までの累計輸入数量が、関税の緊急措置の年度発動

図4 豚肉の関税緊急措置の発動例



(注) 実際の輸入と輸入統計公表までにタイムラグ(約1カ月)が存在するため、四半期当初からの発動とはならない場合がある。

の発動基準数量を上回ったことから、平成九年四月一日から六月末まで関税の緊急措置が発動されました。また、平成十三年度から平成十六年度においては、各年度の第一・四半期の輸入量が関税の緊急措置の発動基準数量を超えたため、各年八月一日から年度末まで同措置が発動されました。

なお、台湾産豚肉の輸入禁止等に伴う国内卸売価格の高騰に対処し、平成九年八月一日から一カ月間輸入豚肉に係る関税減免を実施しました。

肉用子牛生産安定事業

■生産の安定

牛肉価格の安定を図るためには、国産牛肉の資源である肉用子牛の生産を確保して国内生産を安定化させることが重要となります。

しかしながら、輸入自由化に伴い牛肉の供給過剰が生じやすくなり、肉用子牛の価格及び生産に悪影響が生じることが懸念されました。

このため、輸入自由化後におけるわが国の肉用子牛生産の価格などに及ぼす影響に対処し、肉用子牛生産の安定そのほか食肉にかかる畜産の健全な発達を図ることを目的として、昭和六十三年に肉用子牛生産安定等特別措置法が制定されました。平成二年度から、従来から実施していた肉用子牛価格安定事業を拡充強化した肉用子牛生産者補給金制度が設けられました。

この制度の仕組みは、あらかじめ、都道府県ごとに設けられた肉用子牛価格安定基金協会と補給金交付契約を結んでいる生産者に対し、肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに全国ベースで算定する）が保証基準価格（農林水産大臣が毎年度定める）を超えて低落した場合に、その程度に応じて補給金を交付する制度です。

なお、保証基準価格についても、指定制食肉の安定上位価格などと同じく食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いたうえで定めることとなっています。

■適正な輸入

肉用子牛の生産が安定しても、需要に見合った輸入が実施されなければ、需要と供給のバランスが崩れて、牛肉の価格が暴落したり逆に暴騰する可能性があります。そのような事態を回避するためには、国内外の生産及び消費の動向を把握して、需要に見合った秩序ある輸入が行われるようにすることが大切です。

牛肉の輸入自由化が決定した昭和六十三年に「畜安法」を改正して機構の業務に畜産物に関する情報の収集提供が追加されました。この改正に基づいて、機構は牛肉に関する国内及び国外情報を収集分析し、定期刊行物などを通じて情報をフィードバックしています。